

## 船舶事故調査報告書

平成28年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成28年3月3日 11時40分ごろ
発生場所	山口県宇部市宇部港南南東方沖 亀ヶ瀬灯標から真方位173° 4.5海里付近 （概位 北緯33° 50.4′ 東経131° 17.7′）
事故の概要	貨物船第十大共丸は、東進中、周防灘航路第1号灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	平成28年6月1日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第十大共丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	142036、大分共同海運株式会社、有限会社エイワ SHIPPING
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷後部外板に凹損 灯浮標 マーキング装置に折損、防護枠等に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 微弱な南西流
事故の経過	<p>本船は、周防灘の推薦航路線に沿ってその南側を真方位103°の針路、約15ノットの対地速力で、自動操舵により航行していた。</p> <p>船長は、11時35分ごろ左舷方から漁船が接近して来たので針路設定つまみを回して5°左に変針し、漁船が船首方を通過したとき、左舷前方に海上保安庁の船舶（以下「海保艇」という。）が停留しているのを視認した。</p> <p>船長は、海保艇の甲板に複数の作業服を着た者がいたことから周防灘航路第1号灯浮標（以下「1号灯浮標」という。）の改修作業を行っているものと思い、双眼鏡で海保艇の様子を見ていたところ、突然、船体の右舷側に衝撃を感じ、すぐに船尾方を振り向いたところ、至近に1号灯浮標が見えた。</p> <p>船長は、海保艇が、1号灯浮標の作業中、本船の接近を認めて1号灯浮標の北方に移動して待機していたことを本事故後に知った。</p>
分析	本船は、船長が、双眼鏡で海保艇の様子を見ていて見張りを適切に行っていなかったことから、1号灯浮標に向かう針路であることに気付かず航行を続けて衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、見張りを適切に行っていなかったため、1号灯浮標に向かう針路であることに気付かず航行を続けて衝突したものと考えられる。